

社援発 0929 第 110 号  
令和 5 年 9 月 29 日

都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令による  
生活保護法施行規則の改正について (通知)

身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令 (令和 5 年厚生労働省令第 127 号。以下「改正省令」という。) については、本日付けで別紙のとおり公布され、同日より施行されることである。

改正省令による生活保護法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 21 号) の改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村 (特別区を含む。) 及び関係者に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) に基づく保護の開始を申請する者は、同法第 24 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないこととされている。

また、同法に基づく就労自立給付金又は進学準備給付金の支給を受けようとする被保護者は、生活保護法施行規則第 18 条の 4 第 1 項又は第 18 条の 9 第 1 項の規定に基づき、当該各項に規定する事項を記載した申請書を、各給付金を支給する者にそれぞれ提出しなければならないこととされている。

上記の事務は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 10 項に規定する個人番号利用事務であるところ、今般、「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」 (令和 5 年 8 月 8 日マイナンバー情報総点検本部会議) において、各種制度の申請者に個人番号の記載を求める旨を明確化する省令改正を行うこととされたことを踏まえ、生活保護法施行規則についても所要の改正を行うものとする。

## 第2 改正の内容

保護の開始の申請、就労自立給付金の支給の申請又は進学準備給付金の支給の申請における記載事項の規定に個人番号を列挙することで、申請者本人から個人番号を求めることを明確化するものとする。こと。（生活保護法施行規則第1条第3項第1号、第18条の4第1項第1号及び第18条の9第1項第1号関係）

## 第3 施行期日

改正省令は、公布日（令和5年9月29日）から施行するものとする。

○厚生労働省令第百二十七号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二十四条第一項第五号（同条第九項において準用する場合を含む）、第五十五条の四第一項及び第五十五条の五第一項、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項及び第十三条、並びに身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十九条の規定に基づき、身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。  
 令和五年九月二十九日  
 身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令  
 （身体障害者福祉法施行規則の一部改正）  
 第一条 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第百十五号）の一部を次のように改正する。  
 次の表のように改正する。

厚生労働大臣 武見 敬三

（傍線部分は改正部分）

		改	正	後
		改 正 後		
	（身体障害者手帳の申請）			
	<b>第二条</b> 法第十五条第一項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、第一号に掲げる事項（当該申請に係る身体障害者が十五歳未満である場合においては、第二号に掲げる事項）を記載した申請書により行うものとする。ただし、当該身体障害者の居住地と当該身体障害者の保護者の居住地が同一の場合には、第二号に掲げる事項のうち当該保護者の居住地の記載を省略することができる。			
	一 当該申請に係る身体障害者の氏名、生年月日、居住地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）			
	二 前号に掲げる事項並びに当該申請に係る身体障害者の保護者の氏名、生年月日、居住地及び当該身体障害者との続柄			
	2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。			
	一・二 （略）			
	三 当該申請に係る身体障害者の写真（削る）			
	（削る）			
	（身体障害者手帳交付台帳の記載事項）			
	<b>第六条</b> 令第九条第一項の規定により身体障害者手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。			
	一 （略）			
	二 身体障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号			
	三 五 （略）			
		改 正 前		
	（身体障害者手帳の申請）			
	<b>第二条</b> （新設）			
	法第十五条第一項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。			
	一・二 （略）			
	三 身体に障害のある者の写真			
	2 前項の申請書の様式は、別表第二号のとおりとする。			
	3 第一項第三号の写真の規格は、別表第三号のとおりとする。			
	（身体障害者手帳交付台帳の記載事項）			
	<b>第六条</b> 令第九条第一項の規定により身体障害者手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。			
	一 （略）			
	二 身体障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。第八条第一項において同じ。）			
	三 五 （略）			

(大都市の特例)  
**第二十一条** 令第三十四条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十七条	(略)	(略)

(削る)

(中核市の特例)

**第二十二条** 令第三十四条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十七条	(略)	(略)

(削る)

別表第二号及び別表第三号を次のように改める。

別表第二号 削除

別表第三号 削除

(生活保護法施行規則の一部改正)

**第二条** 生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)の一部を次の表のように改正する。

(大都市の特例)  
**第二十一条** 令第三十四条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十七条	(略)	(略)
別表第三号	都道府県知事	指定都市の市長

(中核市の特例)

**第二十二条** 令第三十四条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十七条	(略)	(略)
別表第三号	都道府県知事	指定都市の市長

改 正 後

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

(申請)  
**第一条** (略)  
 2 (略)  
 3 法第二十四条第一項第五号(同条第九項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。  
 一 要保護者の性別、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(申請)  
**第一条** (略)  
 2 (略)  
 3 法第二十四条第一項第五号(同条第九項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。  
 一 要保護者の性別及び生年月日

4 5 6 (略)

4 5 6 (略)

<p>(就労自立給付金の支給の申請)</p> <p><b>第十八条の四</b> 就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>一 被保護者の氏名、住所又は居所及び個人番号</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(進学準備給付金の支給の申請)</p> <p><b>第十八条の九</b> 進学準備給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給する者に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>一 被保護者の氏名、住所又は居所及び個人番号</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(就労自立給付金の支給の申請)</p> <p><b>第十八条の四</b> 就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>一 被保護者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(進学準備給付金の支給の申請)</p> <p><b>第十八条の九</b> 進学準備給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給する者に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>一 被保護者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p><b>第三条</b> 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p> <p>改 正 後</p>	<p>(難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p><b>第三条</b> 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p> <p>改 正 前</p>	<p>(支給認定の申請等)</p> <p><b>第十二条</b> 法第六条第一項の規定により、支給認定の申請をしようとする指定難病の患者又はその保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その居住地の都道府県に提出しなければならない。</p> <p>一 当該申請に係る指定難病の患者の氏名、居住地、生年月日、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)及び連絡先</p> <p>二 当該申請に係る指定難病の患者の保護者が当該申請をしようとする場合においては、当該保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先及び当該患者との続柄</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 支給認定基準世帯員の氏名及び個人番号</p> <p>六〇十 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(申請内容の変更の届出)</p> <p><b>第十三条</b> (略)</p> <p>2 前項の届出をしようとする支給認定患者等は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に医療受給者証(法第七条第四項に規定する医療受給者証をいう。以下同じ。)を添えて都道府県に提出しなければならない。</p> <p>一 当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名、居住地、個人番号及び連絡先</p>	<p>(支給認定の申請等)</p> <p><b>第十二条</b> 法第六条第一項の規定により、支給認定の申請をしようとする指定難病の患者又はその保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その居住地の都道府県に提出しなければならない。</p> <p>一 当該申請に係る指定難病の患者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先</p> <p>二 当該申請に係る指定難病の患者の保護者が当該申請をしようとする場合においては、当該保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該患者との続柄</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 支給認定基準世帯員の氏名</p> <p>六〇十 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(申請内容の変更の届出)</p> <p><b>第十三条</b> (略)</p> <p>2 前項の届出をしようとする支給認定患者等は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に医療受給者証(法第七条第四項に規定する医療受給者証をいう。以下同じ。)を添えて都道府県に提出しなければならない。</p> <p>一 当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名、居住地及び連絡先</p>
---	---	---	---	--	---

<p>二 当該指定難病の患者の保護者が当該支給認定を受けている場合においては、当該保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先及び当該患者との続柄</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(医療受給者証の再交付の申請)</p> <p><b>第二十七条</b> 前条の申請をしようとする支給認定患者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。</p> <p>一 当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先</p> <p>二 当該指定難病の患者の保護者が当該支給認定を受けている場合においては、当該患者の保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先及び当該患者との続柄</p> <p>三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>二 当該指定難病の患者の保護者が当該支給認定を受けている場合においては、当該保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該患者との続柄</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(医療受給者証の再交付の申請)</p> <p><b>第二十七条</b> 前条の申請をしようとする支給認定患者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。</p> <p>一 当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先</p> <p>二 当該指定難病の患者の保護者が当該支給認定を受けている場合においては、当該患者の保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該患者との続柄</p> <p>三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

附則  
この省令は、公布の日から施行する。